

## 宮川左岸高水敷利用計画懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「宮川左岸高水敷利用計画懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、宮川左岸高水敷の利用計画に関し、大所高所からの意見を徴することを目的として設置する。

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる関係組織・機関から市長が委嘱する委員で組織する。

(会議)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 懇談会に素案を作成するための作業部会（以下「作業部会」という。）を設ける。

2 作業部会は、市役所内部の関係各課の長をもって充てる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、都市整備部監理課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 別表

## 宮川左岸高水敷利用計画懇談会委員

所 属	委員数
市民委員（公募）	3名
伊勢市総連合自治会	1名
伊勢市老人クラブ連合会	1名
城田地区連絡協議会	2名
伊勢市体育協会	1名
伊勢市体育指導委員連絡協議会	1名
伊勢農業協同組合	1名
宮川漁業協同組合	2名
宮川における環境整備検討委員会（国土交通省所管）	1名
宮川流域ルネッサンス協議会	1名
学識経験者	1名
計	15名

## 作業部会担当課

部	課
情報戦略局	行政経営課
産業観光部	農林水産課
	観光企画課
都市整備部	都市計画課
	交通政策課
	基盤整備課
教育委員会	維持課
	生涯学習・スポーツ課

## 事務局

都市整備部	監理課
-------	-----